平成２２年（フ）第５６０５号
大阪府四條畷市清滝中町６番13号
債務者　首藤　嘉之
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６２４号
大阪市西淀川区歌島２丁目４番39―304号
債務者　淺川　智津
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６２８号
大阪市大正区鶴町４丁目11番１―303号
債務者　原田五月實
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６５６号
大阪府茨木市沢良宜東町４番18号
債務者　青木惠美子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６６１号
大阪市住之江区東加賀屋１―３―41―306山中克己方、住民票上の住所大阪市住之江区御崎４丁目11番４―503号
債務者　前田　美保
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７００号
大阪府寝屋川市国松町35番11号
債務者　改銃屋こと　木本　博志
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７４３号
大阪市東淀川区南江口２丁目６番２―307号
債務者　中島　仁美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７５２号
大阪府八尾市曙川東４丁目51番地ハイツボナール102号
債務者　細川　武志
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７６４号
大阪府門真市大字三ツ島1060番地　11棟402号
債務者　平田　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７６８号
大阪市北区天神橋１丁目20番16号サンウィング南森町102号室
債務者　坂本　　淳
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８１１号
大阪市淀川区加島３丁目８番４号　シティライフ21加島503号
債務者　新田　貴代
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８１７号
大阪府八尾市青山町５丁目７番20号
債務者　大谷ひろ子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８１８号
大阪市大正区小林西１丁目９番21号スクウェア小林101号
債務者　髙橋　淳子（旧姓平本）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８１９号
大阪市平野区喜連東２丁目３番２号　グランドール喜連４―406号
債務者　岡野　竜也
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８２３号
大阪市大正区北村１丁目17番２号　サンロワール北村301号
債務者　湊川博好こと　湊川　博好
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８２９号
大阪府大東市北新町11番606号
債務者　小國　　宏
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９２号
盛岡市津志田26地割８番地20　セジュール善Ａ―101号、旧住所青森県青森市筒井４丁目17番７号
債務者　仁科　正明
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部